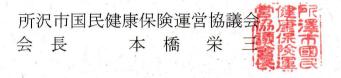
所国協第 9 号 令和 6年11月20日

所沢市長 小野塚 勝俊 様



所沢市国民健康保険税率等の改定について (答申)

令和6年5月15日付け所国第62号で諮問された「所沢市国民健康保険税の税率等の改定について」は、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので、ここに答申する。

記

令和7年度の国民健康保険税について、以下の通り改める。

- (1) 賦課方式の変更について
- ・ 医療給付費分の資産割、平等割を廃止し、所得割、均等割の2方式とする。
- (2) 保険税率等の改定について
- 医療給付費分の所得割税率を7.2%から6.96%、 均等割額を14,300円から41,300円とする。
- 後期高齢者支援金等分の所得割税率を2.6%から2.67%、 均等割額を11,000円から16,000円とする。
- 介護納付金分の所得割税率を1.5%から2.41%、 均等割額を11,000円から17,000円とする。
- (3) 賦課限度額の改定について
- ・ 後期高齢者支援金等分の賦課限度額を22万円から24万円とする。

なお、施行期日は、令和7年4月1日とする。

付帯意見

平成30年度の制度改革以降、国民健康保険の安定的な運営のため、 埼玉県が財政運営の責任主体となり、県内の統一的な運営方針を定めた。 この方針に沿って県内の各市町村が対応を進めているところであり、県南 西部の中核を担い、地域をけん引する立場にある本市としても、県の方針 に沿った対応が求められている。

また、昨今の物価高騰の中で、今回の税率改定が被保険者に与える影響などを考慮しながら審議を重ねてきた。

今回答申する税率は、県が示した令和6年度の標準保険税率等を参考としたものであるが、この税率であっても一般会計からの法定外繰入金が数億円程度見込まれる状況に鑑みれば、税負担の公平性の観点からも、これ以上の法定外繰入金は適切ではないとの結論に達したものである。

そのうえで、保険者として被保険者の負担軽減のために努力することは大変重要であることから、以下について努めていただきたい。

- ○社会保険の適用拡大により、国民健康保険において一定の所得を有する生産年齢人口層の離脱が進み、国保が抱える構造的な課題はますます深刻化している。機会を捉えて、引き続き国に対する財政的支援を要望されたい。
- ○医療費適正化の更なる推進に取り組まれたい。
- ○国民健康保険の財政状況や県運営方針などを市民に周知し、被保険者 の理解が深まるよう努められたい。